

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札（政府調達外）に付します。
なお、本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

記

1 工事概要

(1) ① 工 事 名 令和7年度林野庁東営宿舍1号棟専有部給排水設備改修工事（第2期）

② 工事場所 東京都江東区東陽6-2-18

③ 工事内容 本工事は、林野庁東営宿舍1号棟の給排水設備装改修工事及び建築付帯工事を行うものである。

【建物概要】

用 途 共同住宅

構 造 R C 造

規 模 4階建 延べ面積 2,016 m²

(2) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

(3) 本工事の入札は、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事である。

(4) 本工事は、原則として農林水産省電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により入札を行う工事とするが、電子入札方式によりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

また、入札に参加しようとする者に対し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加確認資料及び入札説明書に示した加算点を付与するのに必要な証明書類の写し（以下「資料等」という。）の提出を義務付けるものとする。

(5) 本工事は、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の規定に基づいて作成した基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を実施するものである。

(6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(8) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

(1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 林野庁における建設工事に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、「建築一式工事」（以下「指定工種」という。）でB、C又はD等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第

154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、林野庁長官が別に定める手続に基づいて一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 同種工事の施工実績を有すること。

① 平成22年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有することとする。

② 同種工事とは、以下のアからオまでの要件を満たす建築工事で、新築、増築、改築及び改修工事の施工実績とする。

なお、公共工事については、工事成績評価表の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

ア 用途：不問

イ 規模：不問

ウ 構造：RC造又はSRC造

エ 給水設備又は排水設備改修工事を含むこと。

オ アからエまで同一工事であること。

③ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要(用途・構造・階数・延べ面積等)を記載する。

④ 共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。

- (6) 本工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

① 主任技術者又は監理技術者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号に該当するものであること。なお、建設業法に示す実務経験とは「建築工事業」とする。

また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(建築工事業)及び監理技術者講習修了証(平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。)を有する者又は建設業法第15条第2号で定める者であること。

② 主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認申請書受付日以前に3ヶ月以上あること。なお、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付できること。

③ 主任技術者又は監理技術者の共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。

④ 主任技術者又は監理技術者は、申請時において、他の工事に従事している場合は、工事名、発注機関名、工期、従事役職及び本工事と重複する場合の対応措置を記載する。

⑤ 主任技術者又は監理技術者は、上記(5)に掲げる同種工事の施工実績を有する者であること。

なお、同種工事の従事経験については、入札説明書に示す様式2号の1(企業)に記載した工事以外の工事に係る従事経験であっても差し支えないものとする

(会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も対象とする。))。

また、公共工事については、工事成績評価表の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。

- (7) 本工事に経常建設共同企業体として資料等を提出した場合、その構成員は単体として資料等を提出することはできない。
- (8) 申請書及び資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、林野庁長官から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野計第 156 号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 林野庁長官が発注した工事で指定工種に属するもののうち、令和 2 年 4 月 1 日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(詳細は入札説明書による。))。
- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、参事官(経理)又は林野庁長官に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ・健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務
- (13) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に定める許可を受けていること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

- ① 企業に関する事項
- ② 配置予定技術者に関する事項

(2) 総合評価の方法

① 標準点と加算点の付与

競争参加資格を有すると認められた入札参加者全てに標準点(100 点)を与え、さらに加算点を付与するのに必要な証明書類の写しを基に、上記(1)を評価して加算点を与える。

② 評価基準と加算点(詳細は入札説明書による。)

- ③ 入札価格及び上記②による評価に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①及び②により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値(以下「評価値」という。)をもって行う。

【参考】評価値＝(標準点＋加算点)／入札価格

- ④ 落札者の決定方法については、後述する 6 (5) によることとする。

4 入札説明書の交付

- (1) 交付期間：令和 7 年 7 月 11 日から令和 7 年 8 月 19 日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までの間を除く。

(2) 交付方法：電子入札システムにより行う。書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を下記(3)の交付場所へ申し込むこと。

(3) 交付場所：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
林野庁国有林野部管理課福利厚生室施設営繕班
(北別館7階ドア番号：北706) 電話 03(3502)0746

5 申請書及び資料等の提出

(1) 支出負担行為担当官は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から申請書及び資料等の提出を求める。

(2) 入札説明書に示す様式により、提出期間内に持参又は書留郵便等（ただし提出期間に必着のこと）により提出すること。なお、提出期間以降における申請書又は資料等の差替え及び再提出は認めない。

提出期間：令和7年7月11日から令和7年8月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の10時00分から16時00分まで。
ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。

提出場所：提出は電子入札システムを用いて提出すること。（詳細は入札説明書によるものとする。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること（締切日時必着。）。

〒100-8952

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

林野庁林政部林政課会計経理第1班支出負担行為第1係

(本館7階ドア番号：本759) 電話 03-6744-2282(直通)

(3) 上記(2)の提出期間までに提出しない者、提出した申請書及び資料等に不備のある者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

6 入札の執行等

(1) 入札・開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 日 時：令和7年8月27日（水曜日）16時00分

② 場 所：〒100-8952

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

林野庁入札室（7階 ドア番号 No.本766）

③ 提出方法：（電子入札による場合）電子入札システムにより令和7年8月27日（水曜日）15時00分までに提出する。

（紙入札による場合）持参又は郵送とする。（郵送の場合は一般書留又は簡易書留に限る。郵送による入札書は令和7年8月26日（火曜日）（入札日前日）17時00分までに上記5(2)の提出場所に必着とする。）

(2) 第1回の入札に際しては、入札参加者に、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(3) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、林野庁長官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて上記2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(5) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、次のア及びイの要件に該当する者のうち、上記 3 (2) の③によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予決令第 79 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点 (100 点) を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

- ② 上記①において、評価値が最も高い者が 2 人以上いるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- ③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成した基準を下回る場合は、予決令第 86 条の規定に基づく調査に協力しなければならない。

7 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

8 その他

- (1) 支出負担行為担当官が必要と認める場合には、資料等の内容についてヒアリングを行うことがある。

- (2) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データ・ベースシステム (CORINS) 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認めないこととし、承認を受けて変更する場合は、上記 2 (6) に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (3) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除

- ② 契約保証金 納付。納付額は請負代金額の 10 分の 1 以上とする。(保管金の取扱店みずほ銀行本店)

ただし、金融機関若しくは保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。) の保証をもって契約保証金の納付に代えることができるとともに、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (5) 予決令第 86 条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は 10 分の 3 以上とする。

- (6) 予決令第 86 条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。

- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (3) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 5 により

申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他の詳細は、入札説明書による。

以上公告する。

令和 7 年 7 月 11 日

支出負担行為担当官
林野庁長官

小坂 善太郎

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf）をご覧ください。
2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。